

事業性融資金銭消費貸借約款

本約款は、GMO あおぞらネット銀行株式会社（以下「当社」といいます。）の「事業性融資（以下、「本商品」といいます。）」を利用する法人（以下「お客様」といいます。）が、当社との間で締結する事業性融資金銭消費貸借契約（以下「本契約」といいます。）に基づき行う借入（以下「本借入」といいます。）に適用されます。本約款に特段の定めがない事項については、当社の円普通預金規定および銀行取引規定など別途定める各取引規定が本借入に適用されます。

なお、本約款をはじめとする当社の各取引規定および各種説明書ならびにそれらの変更のお知らせは、当社の Web サイトに提示することにより提供するものとし、郵送等による提供はしないものとします。（これらはいつでも当社の Web サイト上で確認することができます。）

第 1 条（用語の定義）

本約款における用語の定義は、以下の各号に定めるとおりとします。

- ① 「本債務」とは、本契約に基づきお客様が当社に対して負担する一切の債務をいいます。
- ② 「約定返済日」とは、お客様が第 6 条に定める方法等により本債務の支払いを行う日をいいます。
- ③ 「返済用口座」とは、お客様が第 6 条に定める方法等により本債務を支払うためのお客さま名義の当社の代表円普通預金口座をいいます。
- ④ 「営業日」とは、日本において銀行が休日とされる日以外の日をいいます。
- ⑤ 「基準金利」とは、株式会社三菱 UFJ 銀行（以下「三菱 UFJ 銀行」といいます）が公表する短期プライムレートをいいます。三菱 UFJ 銀行が短期プライムレートについて公表を行わなくなった場合には、当社が合理的に決定し、当社所定の Web サイトで公表する金利をいいます。

第 2 条（本商品の利用条件および商品要項）

1. お客様は、当社に対して本借入の申込を行うために、以下の条件を満たしている必要があります。
 - ① 当社の法人口座（円普通預金口座）を保有する法人であること。
 - ② 日本国に登記上の法人住所を有していること。
 - ③ 当社の他の商品・サービスにおいて、未収・延滞・その他利用制限等がなされていないこと。
 - ④ 申込時点で税金・社会保険料の支払いに延滞がないこと。

- ⑤ 保有する法人口座（円普通預金口座）が、当社 Web サイトに掲出する所定の提携企業を通じた口座開設でないこと。
 - ⑥ 本約款で定める内容に同意いただること。
2. 本借入の資金使途は、事業性資金に限ります。
 3. 本借入の約定返済日は、毎月最終営業日となります。
 4. 本借入の返済方法は、お客さま名義の当社の返済用口座から引き落とします。

第 3 条（審査申込方法）

1. お客さまは、当社 Web サイト上で掲載する「事業性融資 商品概要説明書」、「反社会的勢力ではないことの表明・確約に関する同意」および「法人情報等の提供、登録、使用に関する同意書」を同意・承諾のうえ、申込内容を記入し、本借入の審査申込をします。
2. 前項に定める本借入の審査申込は、お客さまが当社の Web サイト上で当社所定の審査申込手続きを完了させた時点で有効となります。
3. 当社は、お客さまが本条第 1 項の本借入の審査申込を行った後、当社所定の方法により審査を行います。審査の結果、当該審査申込に係る貸付の実行ができないと当社が判断した場合、当社は当該貸付の実行を行わないものとし、また、当社がお客さまに対しその旨を通知することを要しないものとします。当該貸付の実行をしないことによりお客さまが受けた損害について、当社は一切の責任を負いません。
4. お客さまは審査申込を行った後、決算書（税務申告書・別表・付属明細・勘定科目明細含む）、社会保険料の納付証跡等を当社所定の方法により提出するものとします。
5. 当社は、本条第 3 項の審査を行うにあたり、本約款に別途定めるものを除き、当社の他の金融商品に係る取引または当社の指定する事業者の商品・サービスに係る取引の継続等を条件としません。
6. お客さまは、本商品の利用申込を行う際に、届出事項の変更がある場合には、当該届出事項の変更手続きを完了した後に、利用申込を行うものとします。

第 4 条（契約手続き）

1. お客さまは、前条の審査の結果において本借入を行うことが可能とされた場合、本借入の契約手続きが可能となります。
2. お客さまは、当社 Web サイト上に掲載する本約款および本契約を同意・承諾のうえ、本借入の契約手続きを行います。
3. お客さまは、契約手続期限内に当社所定の契約手続きを行う必要があります。
4. 当社は、お客さまが借入希望日として指定した日（以下「借入希望日」といいます。）に、お客さまが本条第 1 項の本借入の契約手続きにおいて借入金額として希望された金額（但し、当該金額は当社がお客さまに対して事前に提示した金額を超えることが

できないものとします。) をお客さま名義の当社の返済用口座に入金する方法によって貸付を実行します。かかる入金が完了した時点で本契約が成立します。

第5条（貸付実行の前提条件）

1. 当社は、次の各号に定める条件が貸付実行時点においてすべて充足されることを条件に貸付が実行できるものとします。
 - ① 第3条および第4条第1項及び第2項に定める手続きが完了していること。
 - ② お客さまが、審査申込時点で申込された内容と、お客さま名義の当社の返済用口座の登録情報に相違がないこと。
 - ③ お客さま名義の円普通預金口座に対して、本貸付の実行を制限するような規制がされていないこと。
 - ④ お客さまによる当社の他のサービスにおいて、未収や延滞等が発生していないこと。
 - ⑤ 当社において、貸付実行に関連するシステムに障害が発生していないこと。
 - ⑥ 第16条各号記載の事項および本契約に定める表明保証事項が、いずれも真実かつ正確であること。
 - ⑦ お客さまが、本契約の各条項に違反しておらず、また、貸付実行日以降においてかかる違反が生じる具体的なおそれのこと。
 - ⑧ 当社がお客さまについて知り得た情報により、当該審査申込に係る貸付の実行ができないと当社が判断する事象が発生していないこと。
2. 前項の条件の全部または一部が充足されないことを理由に貸付を実行しないこととした場合、当社はお客さまに対しその旨を通知することを要しないものとします。
3. 本条第1項に定める貸付実行の前提条件の不成就により、申込がなされた貸付が実行されなかったとしても、当社は、貸付実行の前提条件の不成就に関して当社の故意または重過失がある場合を除き、これによりお客さまが被った損失等についての補償、その他一切の責任を負わないものとします。

第6条（本債務の返済方法）

1. お客さまは、元金均等返済方式によって本債務の返済を行います。
2. お客さまは、当該約定返済日に対応する返済回の元利金の金額（以下「約定返済額」といいます。）を支払うものとします。
各返済回の元金の返済額は、貸付金額を返済回数で割り、小数点以下を切り捨てしたものとし、端数は最終回の返済時に調整します。
3. お客さまは、本債務の元利金の返済のため、各返済回に対応する約定返済日の午前12時（正午）までに返済用口座の残高を当該返済回に係る約定返済額相当額以上にする必要があります。約定返済日の午前12時（正午）までに確認できない場合、翌営業日

の返済となり、当該約定返済日に行うべき返済を遅延したことになります。約定返済日を過ぎた後も、営業日の午前 12 時（正午）までに遅延損害金を含む必要残高が確認できない場合は、午前 12 時（正午）を過ぎてからの入金により必要金額に達した場合であっても、返済は翌営業日となります。なお、初回返済日は、貸付実行日の属する月の翌月最終営業日とし、第 2 回目以降は毎月最終営業日とします。

4. 当社は、各返済回に対応する約定返済日に、当該返済回に係る約定返済額を、返済用口座から自動的に引き落とし、本債務の約定返済に充当します。
5. 各返済回に対応する約定返済日の午前 12 時（正午）までに返済用口座の残高が当該返済回に係る約定返済額に満たない場合は、当社は、当該約定返済日に前項に定める引き落としを行いません。この場合、お客さまは、当該約定返済日に行うべき返済を遅延したことになります。
6. お客さまは、前項の遅延が発生した場合、直ちに、返済用口座の残高を当該遅延が発生した約定返済日に係る約定返済額および遅延損害金の合計額相当額以上にする必要があります。当社は、当社がお客さまの返済用口座の残高が上記約定返済額および遅延損害金の合計額相当額以上になったと認識した時点で、上記約定返済額および遅延損害金の合計額相当額を引き落とし、当社の任意の順序により本借入の未払元本、未払利息および遅延損害金の支払いに充当することができるものとします。
7. 本条第 4 項および前項の手続きにおいて返済用口座から自動的に引き落としが行われる日が、返済用口座から当社以外の債権者に対する支払いまたは当社に対する他の金融商品に係る支払いが行われるべき日と同日である場合、当該日において返済用口座の残高をもって行う支払いまたは返済の順序については、当社が決定するものとします。お客さまは、当社に対し、上記支払いまたは返済の順序について決定する権限を付与することに同意するものとします。
8. 当社は、お客さまの本条第 5 項の遅延が発生した場合、返済用口座を含むすべてのお客さま名義の口座の出金および他の金融商品に係る取引または当社の指定する事業者の商品・サービスに係る取引を制限もしくは停止することがあります。
9. お客さまは、本債務の支払いが完了するまで、返済用口座の変更はできないものとします。

第 7 条（利息、遅延損害金、手数料）

1. 利息は、各返済日に後払いするものとし、利息の金額は、次の算式によって算出した金額とします。ただし、この場合の計算方法は年 365 日の日割計算とし 1 円未満を切り捨てるものとします。
 - ・ 借入元本残高 × 貸付利率（年率）× 直前の約定返済日（当日を含まない）から当該約定返済日（当日を含む）までの期間の経過日数 ÷ 365 日。
2. 債務の返済を遅延した場合の遅延損害金の割合は年 14.0% とし、当該遅延損害金の金

額は、次の算式によって算出した金額とします。ただし、この場合の計算方法は年 365 日の日割計算とし 1 円未満を切り捨てるものとします。

・返済を遅延した元金 × 遅延損害金の割合（年率）× 約定返済日（当日を含まない）から遅延した金額を返済した日（当日を含む）までの期間の経過日数 ÷ 365 日。

3. お客さまは、第 9 条の繰上返済の事務手数料として以下の計算式によって計算された額を支払うものとします。手数料の割合は繰上返済日における基準金利率とし、繰上返済を行う約定返済日に代表円普通預金口座から引き落とします。当該手数料の金額は、1 円未満は切り捨てるものとします。
 - ・借入元本残高 × 手数料の割合（年率）

第 8 条（担保）

1. 当社に提供されている担保について、当社の責めに帰すことのできない事由により毀損、滅失もしくは価値の減少が生じたとき、またはお客さまもしくはお客さまの保証人（電子記録保証人を含む。以下同じ。）の信用不安が生じたときなど、当社の債権保全を必要とする相当の事由が生じた場合において、当社が請求したときは、お客さまは当社が適当と認める担保もしくは増担保を提供し、または保証人を立て、もしくはこれを追加するものとします。
2. お客さまが当社に対する債務を履行しなかった場合には、当社は必ずしも法定の手続きによらず一般に適當と認められる方法、時期、価格等により、担保を取立または処分のうえ、その取得金から諸費用を差し引いた残額を法定の順序にかかわらずお客さまの債務の弁済に充当できるものとします。なお、お客さまの債務が残っているときは、お客さまは直ちにこれを当社に弁済するものとします。諸費用を差し引いた残額をお客さまの債務の全部の弁済に充当してもなお取得金に余剰が生じたときは、当社はこれを権利者に返還するものとします。
3. お客さまが当社に対する債務を履行しなかった場合には、当社は、その占有しているお客さまの動産、手形その他の有価証券（その名義で記録されているお客さまの振替株式、振替社債、電子記録債権その他の有価証券または権利を含む。）についても、前項と同様に取り扱うことができるものとします。
4. 本条の担保には、留置権、先取特権などの法定担保権も含むものとします。

第 9 条（繰上返済）

お客さまは、借入元本全額の繰上返済を希望する場合、借入実行日の属する月から 4 カ月を経過した日以降に、繰上返済を希望する約定返済日の 10 営業日前までに当社所定の方法により繰上返済の申込を行うものとします。この場合において、当社が事前の書面または電磁的方法による承諾を行った場合に限り、繰上返済をすることができます。

第10条（貸付利率の変更）

1. 当社は、基準金利が変更となった場合、変更前と変更後の差と同幅で貸付利率を引き下げまたは引き上げができるものとします。
2. 基準金利が変更となった場合、変更後の基準金利の適用開始日は、三菱 UFJ 銀行における新金利適用開始日の属する月の 10 日とします。
3. 既存の借入にかかる貸付利率を変更する場合、変更後の貸付利率の適用開始日は、基準金利変更日以降に最初に到来する約定返済日の翌日とします。
4. 貸付利率が変更される場合、当社は変更後最初に到来する約定返済開始日までに、電子メール等の電磁的方法により、債務者に貸付利率変更の旨ならびに変更後の貸付利率、毎回返済額（元金、利息の内訳）等を通知します。

第11条（期限の利益の喪失）

1. お客さまについて次の各号の事由が一つでも生じた場合には、当社からの通知催告等がなくとも、お客さまは当社に対する一切の本債務について、当然に期限の利益を失い、直ちに本債務の全額を返済するものとします。
 - ① 支払の停止または破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始若しくはこれらに類する国内外法上の手続開始の申立があったとき。
 - ② 電子交換所または電子債権記録機関の取引停止処分（これに準ずる措置を含む。）を受けたとき。
 - ③ お客さまの預金その他の当社に対する債権について仮差押、保全差押または差押の命令、通知が発送されたとき。
 - ④ 公租公課の差押または滞納が発生したとき。
 - ⑤ 住所変更の届出を怠るなどお客さまの責めに帰すべき事由によって、当社においてお客さまの所在が不明となったことを知ったとき。
 - ⑥ 事業を停止、または廃業したとき。
 - ⑦ 解散、または清算したとき。
 - ⑧ 代表者死亡等により、事業が継続されないと当社が判断したとき。
2. お客さまについて、次の各号の事由が一つでも生じた場合には、当社からの請求によって、お客さまは当社に対する一切の債務の期限の利益を失い、直ちに債務を弁済するものとします。
 - ① 当社に対する債務の一部または全部の履行が 3 カ月を超えて遅滞したとき。
 - ② お客さまが当社との本約款またはその他の規定（その他の商品・サービスに関するものも含む。）に違反したとき。
 - ③ お客さまが当社に対して表明・保証を行った事項について、虚偽または不正確であることが判明したとき。

- ④ 当社による所定の手続きを行った結果、お客さまとの取引継続が適当と認められなかつたとき。
- ⑤ 前各号のほか、当社の債権保全を必要とする相当の事由が生じたとき。

第 12 条（公正証書）

お客さまは、合理的な理由に基づく当社の請求があるときは、いつでも公証人に委嘱して、直ちに本契約に基づく債務についてその承認および強制執行の認諾がある公正証書を作成するため、必要な手続きを行うものとします。

第 13 条（相殺）

1. 当社は、本債務のうち返済期日が到来したもの（期限の利益を喪失したものを含みます）とお客さまの預金その他当社に対する債権等を、その債権の期限または債権額を指定する通貨の種類にかかわらず、いつでも相殺することができます。この場合、当社は、所定の手続きを省略し、お客さまの預金等を払い戻し、お客さまの債務の弁済に充てた上で、事後的にお客さまに通知を送付することもできるものとします。
2. 前項により、当社が相殺する場合、債権債務の利息および遅延損害金の計算については、その期間を相殺計算の日までとし、預金等の債権の利率については、各債権の取引に係る規定等の定めによるものとします。
3. 第 1 項の相殺において、債権債務の表示通貨が異なるときに適用する外国為替相場は、相殺実行時点において、当社が妥当と判断する実勢の外国為替レートとします。
4. お客さまは、当社に預金保険事故が発生した場合を除き、本債務をお客さまの当社に対する債権と相殺することはできないものとします。

第 14 条（借入内容の変更等）

1. お客さまは、本借入の借入期間中は、当該借入の借入内容・条件等の変更はできないものとします。
2. 前項にかかわらず、お客さまのやむをえない事情がある場合、当社の承諾を得た場合にのみ、借入内容、および条件等の変更をすることができるものとします。この場合、当社はお客さまに対して手続きの方法等の必要な事項を通知し、お客さまはそれに従うものとします。

第 15 条（反社会的勢力の排除）

1. お客さまは、お客さまが、各契約締結日現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から 5 年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」といいます。）に該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当し

ないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。なお、本項において各契約締結日とは、お客さまと当社との間で現在既に締結され、また将来締結されることがあるすべての各契約の締結日（本約款の契約締結日を含む。）をいいます。

- ① 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - ② 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - ③ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - ④ 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - ⑤ 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
2. お客さまは、自らまたは第三者を利用して次の各号の一つにでも該当する行為を行わないことを確約します。
- ① 暴力的な要求行為
 - ② 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - ③ 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - ④ 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当社の信用を毀損し、または当社の業務を妨害する行為
 - ⑤ その他前各号に準ずる行為
3. お客さまが、暴力団員等若しくは本条第1項各号のいずれかに該当し、若しくは前項各号のいずれかに該当する行為をし、または本条第1項の規定に基づく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合には、お客さまは、当社からの請求によって、当社に対する一切の債務の期限の利益を失い、直ちに債務の全額を返済するものとします。
4. お客さまは、前項の規定の適用により、お客さまに損害、損失および費用等が発生した場合でも、当社に何らの請求もしません。また、当社に損害、損失および費用等が発生した場合には、お客さまがその責任を負います。
5. 本条第3項または本条第4項の規定により返済しなければならないすべての債務の履行が完了したときは、本契約は、第18条(本契約等の解除)の規定にかかわらず、その完了の時点で将来に向って失効するものとします。

第16条（表明保証および誓約）

1. お客さまは、当社に対し、本契約締結日および貸付実行日時点において、次の各号に定める全ての事項が真実かつ正確であることを表明および保証します。

- ① お客様は、日本法に基づいて適法に設立され、かつ現在有効に存続する法人であること
 - ② 本契約の締結および履行は、お客様に適用される法令等、定款、社内規則に反するものではないこと
 - ③ お客様は、本契約および履行について法令等、定款、その他のお客様における社内規則において必要とされる全ての手続きを完了していること
 - ④ お客様が当社に提出した書類およびその他の情報は、真実かつ正確であること
 - ⑤ お客様に、第 11 条に定める事由に及ぶこととなる事態が発生していないこと
 - ⑥ お客様の財務状態または経営に対して悪影響を及ぼすおそれのある訴訟その他の紛争が発生していないこと
 - ⑦ お客様が、支払期限の到来しているお客様の一切の債務（公租公課および当社以外の者に対する債務を含む。）を全て支払済みであり、遅滞している債務はないこと
 - ⑧ 本契約の申込を行う者は、本契約の締結について、お客様から適法に締結権限を与えられた者であること
2. お客様は、前項の規定に反して前項各号に定める内容が真実または正確でないことが判明した場合、直ちに当社に対してその旨を書面により通知するものとし、また、これによって当社に生じた損害、損失および費用の一切を当社に対して補償するものとします。

第 17 条（報告および調査）

お客様は、本契約締結日以降、本契約が終了し、かつ、お客様が当社に対する本契約上の全ての債務の履行を完了するまでの間、次の各号に定める事項について自らの費用で行うものとします。

- ① お客様の財務状態および営業状態を調査するために必要な資料を当社に対して報告し、当社の調査に応じるものとします。
- ② お客様の財務状態および営業状態の悪化その他これに関連した事実が発生した場合は、直ちに、当該事実について当社に報告します。また、当社からの請求があった場合は、速やかに、お客様の信用状況、財務状態および営業状況等に関する情報、書類およびその他の資料を速やかに当社に提供、送付または交付し、あるいは、当社が実施する面談等必要な便益の提供に応じるものとします。
- ③ お客様は、お客様の取引責任者について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見の開始、任意後見監督人の選任が現在既にあり、または将来あったときは、その旨を書面または当社が指定した方法により遅滞なく当社に届け出るものとします。届出内容に取消または変更等が生じた場合、または補助人・保佐人・後見人に対して補助・保佐・後見が開始された場合も同様に届け出るものとします。

第18条（本契約等の解除）

第11条第1項または同条第2項各号のいずれかの事由があるとき、または次に定める事由が発生する等当社が特に必要と認めるときは、当社は、お客さまへの通知・催告等なしに本契約を解除できるものとします。

- ① お客さまが返済用口座を解約するとき
- ② お客さまが本契約または本約款の条項のいずれかに違反したとき
- ③ 第16条第1項各号に定める内容が真実または正確でないことが判明したとき
- ④ お客さまが第15条第1項各号のいずれかに該当し、若しくは第15条第2項各号のいずれかに該当する行為をし、または第15条第1項の規定に基づく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明したとき
- ⑤ 前各号のほか、お客さまの取引内容に基づき、当社が取引を継続することが不適切であると判断したとき

第19条（債権譲渡）

1. お客さまは、当社が将来本契約に基づく貸付債権に関し、他の金融機関等の第三者に当社への債務の支払いに関する業務を委託することをあらかじめ承諾します。
2. お客さまは、当社が将来本契約に基づく貸付債権の全部または一部を他の金融機関等の第三者に譲渡、承継、信託することをあらかじめ承諾します。また、お客さまは、本契約に基づく借入を行うことをもって、当社に対して生じる一切の抗弁権を当該第三者に対して主張することを放棄します。なお、お客さまは、債権譲渡後においても、本約款の各条項が引き続き適用されることを確認します。
3. 前項により貸付債権が譲渡された場合、当社は譲渡した債権に関し、譲受人（以下本条においては信託の受託者を含みます。）からお客さまの譲受人への債務の支払いに関する業務を受託することができます。この場合、お客さまは、当社に対して従来どおり本契約、本約款、商品概要説明書に定める方法によって毎回の元利金返済額を支払い、当社はこれを譲受人に引き渡します。

第20条（充当の指定）

1. お客さまが債務を弁済する場合または当社が相殺若しくは払戻充当を行う場合、お客さまの当社に対する債務全額を消滅させるに足りないときは、当社は適当と認める順序方法により充当ができるものとします。当社は、かかる充当をした場合、これを書面または電磁的方法をもってお客さまに通知するものとし、お客さまはその充当に対して異議を述べることができないものとします。
2. お客さまが相殺する場合において、お客さまの当社に対する債務全額を消滅させるに足りないときは、お客さまは当社に対する書面または電磁的方法による通知をもって

充当の順序方法を指定することができるものとします。

3. お客様が前項による指定をしなかったときは、当社はお客様に対する書面または電磁的方法による通知をもって、当社が適当と認める順序方法により充当することができ、お客様はその充当に対して異議を述べることができないものとします。
4. 本条第2項の指定により当社の債権保全上支障が生じるおそれがあるときは、当社は遅滞なく異議を述べたうえで、担保、保証の有無、軽重、処分の難易、弁済期の長短、割引手形または割引電子記録債権の決済見込みなどを考慮して、当社の指定する順序方法により充当することができるものとします。この場合、当社は充当の結果をお客さまに通知するものとします。

第21条（危険負担・免責条項等）

1. お客様が当社と締結した契約書が事変、災害、輸送途中の事故等やむをえない事情によって紛失、滅失、損傷、消滅または延着した場合には、お客様は当社の帳簿、伝票等の記録に基づいて債務を返済するものとします。なお、お客様は当社から請求があれば直ちに代り証書等を提出するものとします。この場合に生じた損害については、当社の責めに帰すべき事由による場合を除き、お客様が負担するものとします。
2. 当社が、お客様が諸届等に使用した印影若しくは署名を契約書または返済用口座の届出印鑑の印影若しくは署名と照合し、またはお客様が入力した暗証番号若しくはインターネット取引用のログインID、ログインパスワード等を当社の記録と照合し、相違ないと認めて取引したときは、これらにつき偽造、変造または盗用等の事故があっても、これらを使用・入力して行われた取引については、お客様本人が行ったものとみなし、当該事故によって生じた損害はお客様の負担とし、当社は責任を負わないものとします。

第22条（費用負担）

本契約の履行に関連して、次の各号に掲げる費用が生じた場合、当該費用についてはお客様が負担するものとし、返済用口座から引き落とす方法によって支払うものとします。

- ① (根) 抵当権、質権またはその他の担保権の設定、抹消または変更の登記に関する費用
- ② 担保物件の調査または取立若しくは処分に関する費用
- ③ お客様または保証人に対する権利の行使または保全に関する費用
- ④ 契約書ならびにその付帯書類（変更契約書、特約書等）にかかる印紙代
- ⑤ 上記各号に定める費用のほか、この契約による債務に関しお客さまの負担すべき一切の費用（繰上返済手数料その他所定の手数料、公正証書の作成費用、立替費用等を含む）およびそれらの振込手数料等

第 23 条（届出事項の変更）

1. お客様は、商号、代表者・取引責任者・実質的支配者の氏名、生年月日、住所、電話番号、電子メールアドレス、事業内容、その他当社に届け出た事項に変更があったときは、直ちに書面または当社が指定する方法により当社に届け出るものとします。
2. お客様が前項の届け出を怠り、あるいはお客様が当社からの通知または書類等を受領しないなど、お客様の責めに帰すべき事由により、当社が行った通知または送付した書類等が延着または到達しなかった場合には、通常到達すべき時に到達したものとします。

第 24 条（準拠法、合意管轄等）

1. 本約款および本約款に基づくお客様と当社との間の諸取引の契約準拠法は、日本法とします。
2. 本約款に基づく諸取引に関して訴訟の必要が生じた場合には、当社の本店の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とします。
3. 本約款の条項の一部が違法、無効または執行不能となった場合においても、その他の条項の適法性、有効性および執行可能性はいかなる意味においても損なわれず、また影響を受けないものとします。

第 25 条（規定の準用）

本約款に定めのない事項については、円普通預金口座規定や銀行取引規定のほか、当社の他の規定、規則などすべて当社の定めるところによるものとします。当社の他の規定、規則などは当社 Web サイトへの掲示により告知します。

GMO あおぞらネット銀行における申込者の情報の取り扱い

GMO あおぞらネット銀行株式会社（以下「当社」といいます。）は、申込者（事前審査申込者、契約成立後の契約者を含みます、以下同じ）に関する情報のうち、個人の場合は個人情報、法人の場合は法人に関する情報（以下「申込者の情報」といいます。）を、当社プライバシーポリシーに準じ、下記業務ならびに利用目的の達成に必要な範囲で利用いたします。なお、信用情報機関より提供を受けた申込者の情報は限定されている目的以外では利用いたしません。また、当社では、利用目的について、申込者にとって明確になるよう具体的に定めるほか、取得の場面に応じて利用目的を限定するよう努めます。なお、当社からのダイレクトメールの送付やテレマーケティング等のダイレクト・マーケティングで申込者の情報を利用することについて、これらの中止をご希望の場合は、カスタマーセンターまでご連絡ください。

1. 当社における申込者の情報を利用する業務内容

- ① 預金業務、為替業務、両替業務、融資業務、外国為替業務等およびこれらに付随する業務
- ② 信託業務、社債業務、クレジットカード業務、投信販売業務、保険販売業務、金融商品仲介業務等、法律により銀行が営むことができる業務およびこれらに付随する業務
- ③ 前号の他銀行が営むことができる業務およびこれらに付随する業務（今後取り扱いが認められる業務を含む）

2. 当社における申込者の情報を利用する目的

- ① 各種金融商品の口座開設等、金融商品やサービスの申込の受付のため
- ② 犯罪収益移転防止法に基づくご本人さまの確認等や、金融商品やサービスをご利用いただく資格等の確認のため
- ③ 預金取引や融資取引等における期日管理等、継続的なお取引における管理のため
- ④ 融資のお申込や継続的なご利用等に際しての判断のため
- ⑤ 適合性の原則等に照らした判断等、金融商品やサービスの提供にかかる妥当性の判断のため
- ⑥ 与信取引に際して申込者の情報を加盟する個人信用情報機関に提供する場合等、適切な業務の遂行に必要な範囲で第三者に提供するため
- ⑦ 他の事業者等から個人情報の処理の全部または一部について委託された場合等において、委託された当該業務を適切に遂行するため

- ⑧ お客さまとの契約や法律等に基づく権利の行使や義務の履行のため
- ⑨ 市場調査、およびデータ分析やアンケートの実施等による金融商品やサービスの研究や開発のため
- ⑩ ダイレクトメールの発送、電話によるご案内等、金融商品やサービスに関する各種ご提案のため
- ⑪ 株式会社あおぞら銀行、その子会社および関連会社ならびに提携会社等の商品やサービスの各種ご提案のため
- ⑫ GMO インターネットグループ株式会社、その子会社および関連会社ならびに提携会社等の商品やサービスの各種ご提案のため
- ⑬ 提携会社等の商品やサービスの各種ご提案のため
- ⑭ 他社の商品・サービス等を広告または紹介するため
- ⑮ 各種お取引の解約やお取引解約後の事後管理のため
- ⑯ 前各号の他、お客さまとのお取引を適切かつ円滑に履行するため